

個人データの開示、訂正、利用停止等に関する手続き

健康保険組合の保有する個人データの開示、訂正、使用停止等の請求を希望される方は、健康保険組合から所定の請求用紙を入手し、必要事項を記入して提出願います。

<診療報酬明細書（「レセプト」）等の開示について>

「診療報酬明細書」「調剤報酬明細書」並びに「訪問看護療養費明細書」（以下「レセプト」という）の開示請求、又は開示要求があった場合においては、個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮する必要があることから、開示請求（要求）ができる者の範囲を限定し、また開示に内容については、本人の診療上支障が生じるかどうか等の判断が難しいため、当該レセプトを発行した保険医療機関等に対し、レセプト開示の適否について照会することになっています。

詳細は「診療報酬明細書等の開示に係る取扱い要領」に基づき対応することとし慎重を期しておりますので、開示の必要性が発生した場合には、まず健康保険組合にお問い合わせください。